

(別添)

「保護者向け学生就職支援事業」委託業務 仕様書

1 業務の概要

大学（院）、短大、高専、専修学校等の学生の保護者を対象に、学生の県内就職に係る理解を深めるため、次の事業を実施し、もって学生の県内就職を促進する。

- ・保護者向け業界研究会
- ・保護者向けセミナー

2 保護者向け業界研究会

《目的》

- ・保護者に対し、県内企業の情報等を伝える機会を設け、保護者の当該企業およびその業界への理解を深める。

《開催時期》

- ・令和6年8月～令和7年3月の期間内に実施すること。セミナーと同日開催も可とする。

《開催回数・場所》

- ・3回以上（うち2回は嶺北地域、嶺南地域において対面開催とすること。）

《参加企業》

- ・1回につき5社程度

（開催日ごとに、極力異なる企業が参加するよう企画すること。
参加企業の企業規模や業種等に偏りが出ないように配慮すること。
嶺南開催回には、嶺南地域に事業所を置く企業が参加できるよう配慮すること。）

- ・社員の中において、比較的若手の社員を参加（同席）させること。

《対象者（参加者）》

- ・県内外の大学等（大学（院）、短大、高専、専修学校等）に進学している学生の保護者とする。なお、主な対象者は、本県出身学生の保護者とする。
- ・大学（院）、短大、高専、専修学校、高等学校の学生・生徒
- ・大学（院）、短大、高専、専修学校、高等学校の教職員（就職支援担当）等

《開催内容》

- ・下記の例を参考にすること。

- ①企業プレゼン
- ②個別面談会
- ③各企業がブースを設け、保護者が全企業から話を聞けるような形式

3 保護者向けセミナー

《目的》

- ・保護者に対し、現在の就職活動事情、学生への接し方等を説明する場を設け、それらへの理解を深める。

《開催時期》

- ・令和6年8月～令和7年3月の期間内に実施すること。業界研究会と同日開催も可とする。

《開催回数・場所》

- ・ 3 回以上（うち 2 回は嶺北地域、嶺南地域において対面開催とすること。）

《開催場所》

- ・ 保護者の集客に資する場所で開催することとし、具体的には県の同意を得て決定する。

《セミナーの内容》

- ・ 大学生の就職活動の進め方について理解を深めることができる内容を提案し、実施すること。
- ・ 県が実施する就職支援事業（就職イベント、支援策等）を案内すること。
- ・ 目的を達成するのに十分な実績、能力等を兼ね備えた講師を提案し、手配すること。

《対象者（参加者）》

- ・ 県内外の大学等（大学（院）、短大、高専、専修学校等）に進学している学生の保護者とする。なお、主な対象者は、本県出身学生の保護者とする。
- ・ 大学（院）、短大、高専、専修学校、高等学校の学生・生徒
- ・ 大学（院）、短大、高専、専修学校、高等学校の教職員（就職支援担当）等

4 共通事項

《企画・運営等》

- ・ 準備段階において県との連絡調整の窓口となり、業務を取り仕切る者として業務責任者を 1 名以上配置すること。
- ・ 開催にあたっては、当日の運営に支障がないよう、適正にスタッフを配置すること。
- ・ 開催日時、開催場所、開催方法等の決定にあたっては、事前に県担当者と協議を行い県担当者の同意を得ること。
- ・ 参加企業、講師の決定にあたっては、事前に県担当者と協議を行うこと。協議に先立ち、受託者は、参加企業の候補者を挙げること。
- ・ 参加企業、講師、関係機関等との連絡調整の一切を行うこと。
- ・ 会場の準備、設営、撤去を行うこと。
- ・ 業界研究会にあつては、参加企業一覧（企業職種、所在地等）がわかる当日資料を作成し、参加者に配布すること。
- ・ セミナーにあつては、レジュメ等の資料を準備し、参加者に配布すること。
- ・ 事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講じること。
- ・ 参加者の属性（子どもが属する校種（大学（院）・短大・高専・専修・高校・その他）、学年、性別、学校所在地）を集計の上、県担当者に報告すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを配布、回収、集計すること。なお、アンケートは県と協議のうえ作成すること。

《広報》

- ・ 業界研究会および保護者向けセミナーにあつては、毎回 30 人以上、計 60 人以上の参加者を集めることを目標とすること。
- ・ パンフレットを作成の上、効果的な配布方法を提案し、実施すること。なお、パンフレットの内容は事前に県と協議し、その同意を得ること。
- ・ 開催に合わせて新聞広告を掲載すること。
- ・ 上記のほか、集客のために有効な広報手段を提案し、実施すること。

- ・なお、県が所有する福井県内の高等学校を卒業した県内外の学生等(各学年約3,000人)の住所(実家)宛てに郵便物を送付することも可能であるが、これに係る費用(郵送料等)はすべて受託者が負担すること。

《留意事項》

- ・他機関が開催する保護者向け事業と日程・内容が重ならないよう配慮すること。
- ・運営時に落し物があった場合は、持ち主の発見に努め、持ち主不明の場合は処分せず県担当者に報告すること。
- ・報道関係者への対応は県が行う。報道関係者から連絡があった場合は、速やかに県担当者に連絡すること。
- ・県有施設(生活学習館、県立図書館、Fスクエア等)を会場とする場合には、各施設の条例等に基づき会場使用料を免除できる場合があるので、事前に県担当者と協議すること。

5 業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

6 その他(実績報告等)

(1) 実績報告書の作成、提出

- ① すべての事業終了後に効果検証を行い、実績報告書を作成すること。
- ② 実績報告書には当日の業務内容がわかる写真を添付すること。

(2) その他目的を達成するために必要な業務

事業の進捗状況や今後の方向性等を確認していくため、定期的に県担当者と打合せを実施すること。また、県担当者から業務に係る問合せや依頼があった場合には、速やかに対応すること。